

陶町歴史ロマン 13

1 1、明治の新行政

(1) 岐阜県の誕生

明治維新ですぐに岐阜県が誕生したわけではなく紆余曲折がありました。

天領であった水上村・大川村は明治元年に岐阜県の前身である笠松県となり、旗本の明知遠山氏の領であった猿爪村は1年遅れて明治2年に笠松県になりました。

その後、笠松県は明治4年に飛騨と統合され岐阜県となりました。

版籍奉還は明治2年に行われましたが、この近くの岩村藩(岩村町ほか)では城主が藩知事に任命されて、明治4年には岩村県となり、岩村県が岐阜県に統合されたのは明治5年のことです。

岩村県は飛騨より後に岐阜県に統合されたのです。岩村県がもう少し長く存在していれば…この辺りは県庁所在地近郊で違った歴史を歩んだかもしれません。

【明治維新の行政区画】

	幕末	明治元年 1867年	明治2年 1868年	明治4年 1870年
猿爪	明智領	笠松県		岐阜県
水上	天領	笠松県		
大川				

(2) 戸籍の作成

明治3年になると平民に苗字の使用許可が出ます。

これは平民に初めて苗字が付いたというわけではなく、苗字を名乗ることを許されたということです。江戸の時代にも各戸に苗字(氏(うじ)から生まれた家族集団に付けた名称)はあったが、公式文書に用いることはありませんでした。

もっとも、この時になって初めて苗字が付いた人もいました。

「井の平の徳右衛門は、猿爪窯の近くに住んでいるから陶祖の苗字「加藤」を拝領しよう。」てな感じで。

新政府は明治4年に戸籍法を發布し、全国一斉に新戸籍簿の作成

を命じます。そして江戸時代の宗門人別帳(寺請制度)を廃止し、戸籍管理を村役(戸長・副戸長)に移管させました。

(明治5年にそれまでの庄屋が戸長と呼ばれるようになった)

新戸籍は明治5年(1871年)壬申(みずのえさる)の年に作成されたので「壬申(じんしん)戸籍」と呼ばれ現在の戸籍

猿爪村
明治初めの
氏別戸数

伊藤	20軒
永井	12軒
小木曾	11軒
中村	10軒
景山	8軒
加藤	6軒
大島	5軒
伊東	3軒
曾根	2軒
内藤	1軒
河合	1軒
計	79軒



の原型となりました。この時に前述の平民に苗字使用許可、宗門人別帳（寺請制度）を廃止の他に、華族・士族・平民相互の結婚と養子縁組の許可、旅行の自由、土地永代売買の禁を解くなど近代的な施策も実行している。

(3) 地租改正

明治6年に政府は租税制度改革として地租改正を行います。

- ・石高（生産力）への課税からすべての土地に賦課する。税率は地代の3%。
- ・物納（米）から金納に変更する。
- ・村単位の賦課体系を個人（個別の土地単位）に変更する。 等々

この改正の為には公平・公正な検地（面積・収量）が必要であるが、当初は農民の自己申告であった。猿爪村の地価額は14,522円、水上村も14,522円、大川村は13,676円であった。猿爪村と水上村の地価額が5桁ピッタリ同じというのには、ええ加減さを感じてしまう。それはさて置き、この近くでは小里村が58,910円、萩原村が24,690円であるから、陶の地がいかに貧しい地であったことが分かる。また、この個人別（戸別）地価額は地方税などの税額算出のみならず、学校寄付金割り当てなどにも使われている。

当然、少なめの申告であることは間違いない。

明治8年に自己申告では公正性は疑わしい、税額が確保できないと地租改正事務局が設置され、農民が自らの労力と費用をかけて算定した地価を否定し強圧的に変更させた（ほとんどは土地所有面積が増え税額が増えた）ことから暴動が各地で頻発した。この暴動を抑えるため明治10年には税率を2.5%に減額している。

地租改正事務局の指示・監視のもと実際の測量に携わるのは村の戸長・副戸長だから、国と農民の利害が対立するなかでの作業、そして気苦労は大変なものであったと思います。

農民には「この土地に見合うだけの税さえ払えば、その所有者がお前さんであることが国により認められるのだよ。」「この土地を貸したり売ったりする時は、地価が高い方がいいのではないか。」「子孫のためには、しっかり測量し、はっきりさせておいた方がいい。」と説得を試みても、当時の教育水準からすると、理解・協力を得ることはかなり難しかったと思われます。

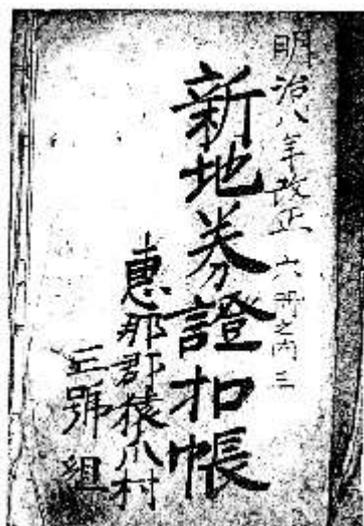
一方では役人に対し、村民各戸の実情をよく知る戸長・副戸長は、等級評価の際には各戸の実情を踏まえた



評価を進言したものと思います。

未熟な測量ではあったが、この測量により地目・面積を確定し、地目ごとに作成された

等級表と照合し地価が決定するのである。



地目には、田方・畑地・宅地・山地・藪地があり、例えば、水上村の田方の場合、1反当りの出来高により1等級から22等級まで等級分けし地価を決定しました。この等級数・等級ごとの減額数は各村の実情に応じ村ごとに決められました。

地租改正の際に行われた測量結果は地券に記され、この内容は地券台帳にまとめられた。地券は、土地所有を公証し、かつ納税義務者を表示するものとされ、また土地売買の法的手段であるとされたことから、土地の流通および土地金融はすべて地券により行われることとなった。

1885年（明治18年）の登記法成立後は、登記簿謄本とされ、現在の登記簿に繋がっているが、過小・未熟な測量（縄伸び・縄縮み等）での登記が今に繋がっている場合も多い。

大川地区の地租改正の検地の際、小里氏の臣下13人の墓を取り壊してしまった。ちょうどこの頃に悪疫が大流行したので「これは十三人の亡霊の祟りである。」と、墓が元にあった場所に祠を建て亡霊を慰めることにした。（今の八劔神社、右の写真）… というのは陶町の有名昔話である。



ただ、時の村人が武士の亡霊を鎮めるためには、大川村の鎮守神「八王子神社」の『八』と、武士にちなんで『劔』の字のついた『八劔神社』が良かろうと八劔神社を建立した。八劔神社は日本武尊が草薙の劔により賊を討伐したことにより、「神劔を振って外難を防ぐ」との故事から難を逃れる神社であった。火難、難産、災難から逃れる神様として信仰されていた神様であったのである。

大川八劔神社は悪疫の祟りから逃れたいと建立した神社であるが、現在では難産から逃れる安産の神様というのが一番の御利益となっている。

その昔、中馬街道を旅する夫婦がいて、旅の途中大川十三塚付近で女房が産気づいてしまい、途方に暮れた夫は近くの民家に女房を預け、藁をもすがる心境で近くにあった墓に無事の出産をただただお祈りした。夫の願いが通じたのか女房は無事に男の子を出産、ほどなく親子三人でまた旅に出発した。という昔話にくっついて安産の神様になるのは当然の成り行きであった。と、考えるのは時の村人に失礼であろうか。

八劔神社は現在も毎年3月に地区の人により盛大な祭りが行われている。